

## 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業 (グループ補助金) による車両の復旧に係る取扱いについて

グループ補助金において補助対象とする車両の取扱いについて、次のとおりとしましたので、補助事業の実施に当たっては注意してください。

### 記

#### 1 補助の対象とすることができる車両

被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いており、事業内容に適した車種であること

##### (1) 「被災前に所有していたこと」とは

道路運送車両法による自動車登録に係る所有者（車検証の所有者）であることで判断します。

注) 割賦で調達したため、または、調達時の登録を販売店が行った等のため、車検証の所有名義を販売店・信販会社等となったまま、被災車両を処分した場合は、名義が異なることとなった理由書及び完済を証明できる書類を提出してください。

##### (2) 「業務用のみに用いていたこと」とは

事業用のみで資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確であることをいい、次の条件により確認を行い、適当と認められること。

#### 【復旧前】

被災車両の状況について、次の状況を総合的に勘案して判断します。

ア 車体に企業名、屋号等が印刷されていること

イ 運行記録、業務日報など業務の用に供していたことを証する書類

ウ 自動車保管場所が事業所（個人事業主の住宅等は除く）となっていること

エ 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」とするなど、業務中の事故を保険金支払い対象とする自動車保険に加入していること

オ その他、業務用に使用されていたことを証する書類

注) 上記イ～オの書類により業務以外の用途で使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外となります。

#### 2 車両の復旧に当たり入替（購入）する場合の取扱い及び手続き

##### (1) 被災車両の処分に当たり収入があった場合

被災車両の引き取りに際し車両の対価（スクラップ、部品取りでの買取）の支払いがあった場合については、補助対象経費からは差し引きません。

なお、修繕(修理)可能な車両について、「修繕(修理)費用」と「下取り適用後の入替価格」を比較し、「下取り適用後の入替価格」が安価な場合は「下取り適用後の入替」による復旧も補助対象とします。(この場合の補助対象経費は下取り適用後の入替価格とします。)

## (2) 被災車両を入替に際しての手続き

被災車両を入替により復旧する場合は、販売店や修理工場などの修繕(修理)不能の証明書を手いいただくとともに被災車両について永久抹消登録の手続きを行ってください。

○「登録事項等証明書(永久抹消登録が確認できるもの)」の発行が間に合わない場合、または取得できない場合

- ・ 引き渡し先から「使用済自動車引取証明書」を取得するか、または、「自動車リサイクルシステム」の「使用済自動車処理状況検索」を使用し、該当車両の登録・処理状況画面を印刷して提出してください。

注) 上記書類を取得できない場合は、別に示す愛媛県の取扱いを参照のうえご相談ください。

注) 「下取り適用後の入替」による復旧が補助対象となる場合は、永久抹消の手続きは不要とします。

注) 入替費用を補助対象とする場合は、応急復旧の修繕(修理)費は補助対象外となります。

## (3) 入替車両の調達について

車両の入替に当たっては、被災前の資産を復旧することから、もともと新車で調達したものは入替時に新車でも中古車でもかまいません。なお、被災前に中古で調達したものについては、入替時も中古で調達することが望ましいと考えます。

## (4) 入替に当たっての同等品の判断について

グループ補助金では、車両の入替に当たっては、被災した車両と同等以下のものを調達していただくこととなりますが、その際の判断基準は、車両の排気量、積載量、運搬可能量など、車の性質(乗用、貨物、特殊など)に応じて総合的に確認させていただくこととなります。

同等以下と判断できない場合は、購入費用そのものが補助の対象外となりますので注意してください。(ただし、販路拡大等のための新分野事業に該当する場合はこの限りではありません。)

注) 被災車両が著しく古いため、現在同等品が販売されていないなど同等品の調達が困難な場合は、現在調達可能な最低限ランクの車両への入替とすることができます。

## (5) 応急復旧の後、車検を通過した車両の取扱い

○被災後、車検を通過した車両は、使用に問題がないと判断されるため、車検を通すために行った修繕(修理)費を補助対象とします。

○入替の要件を満たす車両について、やむを得ず車検を通過させた場合は、別に示す愛媛県の取扱いを参照のうえご相談ください。

### 3 入替後の車両について

補助金を利用して入替えた車両については、次の条件を満たしていただく必要があります。

#### (1) すべての方に必須の条件

ア 車両について資産計上されていること

イ 車両の車体の見やすい箇所に判読可能な適正な大きさ(※1)で、企業名、屋号、グループ認定に係るグループ名又は補助金名のいずれかが印刷(※2)されていること

※1 概ね縦・横5cm以上で、表示する文字の色が車体の塗色と同系色とならないように、また著しく線が細い等、不鮮明でないようにしてください。

・促音(小さい「っ」、拗音(小さい「ゃ」「ゅ」「ょ」等)やアルファベットの小文字については十分に見える表示であれば、他の5cm以上の文字より小さくても構いません。

※2 ペンキ、カッティングシート、切り文字シール、マーキングフィルム、ステッカーによる表示を含みます。(ガムテープによる貼付け、マグネット板は不可。)

#### (2) その他の条件(上記(1)に加え、原則として次の条件を複数満たしていただく必要があります。)

ア 自動車保管場所が事業所(事業所が契約している隣接の駐車場も含む。事業所に駐車場が無い場合を除く。)となっていること

イ 運行記録、業務日報の記録が行われること

ウ 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」とするなど、業務中の事故を保険金支払い対象とする自動車保険に加入していること

### 4 その他

#### (1) 自動車修理工場等のいわゆる「代車」について

いわゆる「代車」については、上記1から3に加えて、過去にいわゆる代車落ちしたものを販売していないことなど商品として売却していないことを確認させていただきます。なお、交付決定後に売却した場合には、当該車両に係る補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還をしていただくこととなりますので注意してください。

#### (2) 入替車両の装備品について

入替を行う場合の車両の装備品については、被災車両に装備されており業務上必須なものについてのみ補助金の対象とします。被災時に装備していなかったものを取り付けて調達することは、機能の向上となることから車両の入替が補助対象外となります。

す。

注) 装備品について、補助金額の確定後に装備することは、当該車両の機能を減じるものでないため、制限はありません。

注) 補助金交付申請時に、既に被災車両の機能・性能を上回る車両への入替を終了している場合は、ご相談ください。

(3) 被災車両が割賦販売等で調達していたため所有者が売主又は信販会社となっている場合について

グループ補助金は、所有者が復旧することとしているため、車両の登録上の所有者が同一グループに入り、補助金申請をする必要があります。なお、残債処理による所有権移転を行い、自らが所有者としての復旧をすることとしてもかまいません。

(4) 車両入替時の補助対象経費

車両の入替の際の補助対象経費は、車両本体（補助対象となる装備品を含む）のみで、自動車取得税、重量税、登録費用など法定費用等は補助対象外となります。